7	環境省関係
［一・二　略］	
8	内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省関係　［略］
9	文部科学省・経済産業省関係　［略］
10	復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省関係　［略］
11	内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省関係　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

7	環境省関係
［一・二　同上］	
8	内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省関係　［同上］
9	文部科学省・経済産業省関係　［同上］
10	復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省関係　［同上］
11	内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省関係　［同上］

○法務省告示第二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第百二十七号）を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第百二十七号）を廃止する告示

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第百二十七号）を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

（施行期日）

この告示は、公布の日から適用する。

○法務省・厚生労働省告示第一号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第四号ただし書、同項第九号、第十五条第一項第十三号、同条第二項第二号、第十八条第九号、第十九条第三項、第二十二条第八号、第二十三条第一項第七号、第三十九条第一項第五号、第四十四条第二項、第四十五条第五号、第六十七条第一号及び第二十号並びに第七十条第一項第九号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野を定める件を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野を定める件

第一条　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第四号ただし書の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、工業製品製造業分野とする。

第二条　規則第十三条第二項第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　工業製品製造業分野
三　建設分野
四　造船・舶用工業分野
五　自動車整備分野
六　宿泊分野
七　鉄道分野
八　物流倉庫分野
九　農業分野
十　飲食料品製造業分野
十一　林業分野
十二　資源循環分野

第三条　規則第十五条第一項第十三号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野は、次のとおりとする。

一　介護分野
二　ビルクリーニング分野
三　リネンサプライ分野
四　工業製品製造業分野
五　建設分野
六　造船・舶用工業分野
七　自動車整備分野
八　宿泊分野
九　鉄道分野
十　物流倉庫分野
十一　農業分野
十二　漁業分野
十三　飲食料品製造業分野
十四　外食業分野
十五　林業分野
十六　木材産業分野
十七　資源循環分野